

令和 8 年 4 月

工事の発注における入札金額の内訳書の様式変更について

令和 6 年 6 月 14 日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 49 号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないこととされました（入札契約適正化法第 12 条）

このことを踏まえ、令和 8 年 4 月公告工事から本市の入札金額内訳書様式を別紙のとおり改めます。

なお、経過措置として、従前の様式でも可とする場合があります。（公告で告知）

（事務担当は、南足柄市管財契約課契約検査班契約担当）

電 話 0 4 6 5 - 7 3 - 8 0 0 9（直通）

内 訳 書

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

工 事 名

(単位:円)

項 目	金 額
直接工事費計	
うち材料費	
うち労務費	
共通仮設費計	
現場管理費計	
うち法定福利費の事業主負担額(※1)	
うち建退共制度の掛金	
一般管理費計	
スクラップ評価額(該当がある場合のみ)	
合 計 金 額(=入札金額(税抜))	0
うち安全衛生経費(※2)	

※1 建築用の場合、「工事原価のうち法定福利費の事業主負担額」

※2 建築用の場合、「工事原価のうち安全衛生経費」

★次の場合は、無効となりますので、作成にあたっては留意してください。

- ・工事名に誤りがある場合。
- ・合計金額と入札金額に相違がある場合。
- ・合計金額に消費税及び地方消費税に相当する額を含んだ金額が記入されている場合。
- ・金額欄(合計金額部分を含む)の金額表記に誤りがある場合。 例)数字の桁落、桁増など。

なお、金額欄の数字のうち、減算するものがある場合については数字の冒頭に「**ー(マイナス)**」を必ず記入すること。

- ・「商号又は名称」の記載に不備があるなど、内訳書の判別ができない場合。